方針	3	効率的な組織体制の整備	年度別計画	◆翌年度当初の常勤職員定数の抑制 ◆組織横断的な連携の推進 ◆法改正・制度改革を踏まえた取組の検討・実施 ◆アジャイル手法の試行実施・検証
基本的取組	3－1	効率的で機能的な組織・システムづくり	令和7年度	
プラン	9	**組織体制の整備**		
担当課	企画経営課、関係各課			

組織横断的な連携を推進し、常勤職員定数の抑制に努めながら、簡素で効率的な組織・人員体制づくりを目指す中で、調布市基本計画における施策や事業の推進のほか、行政のデジタル化に向けた取組や重点施策の推進など、職員が重点的に担うべき取組に向けた体制の強化を図ります。また、変化の激しい時代に組織として発展していくため、アジャイル手法導入のための試行的取組について検討します。

前 期

【取組計画】（PLAN）

○令和8年度所要人員計画策定に向け、課題把握や関係部署との調整を実施します。
○組織横断的な連携の推進に取り組みます。
○法改正・制度改正等への対応が必要な部署において、状況を踏まえた体制整備の検討を行います。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○令和8年度所要人員計画策定に向け、関係部署との情報共などを踏まえ、次年度に向けた体制整備における課題を整理しました。
○庁内横断的に取り組むべき事項などの把握・課題共有に努め、組織横断的な連携の推進に取り組みました。
○デジタル化の推進や国の法改正・制度改正等、様々な課題に対応するため、組織横断的な連携を推進する中で、令和8年度所要人員計画策定に向けた準備を進めました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	○

【後期における取組の方向性】（ACTION）

○令和8年度に向けた課題について関係部署と情報を共有するとともに、これまでの各施策・事務事業の進捗状況や組織横断的な連携の推進にも留意しながら、必要性や優先度等の精査を踏まえた調整を行うことで、令和8年度所要人員計画を円滑に策定していきます。

後 期

【取組計画】（PLAN）

○令和8年度所要人員計画を策定します。
○関係機関への提案・協議を行います。
○令和8年度職員定数を確定します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○各部からの要望等を踏まえ、「令和8年度組織改正及び職員定数（案）」を策定しました。
○「令和8年度組織改正及び職員定数（案）」を職員団体に提案し、協議を行いました。
○協議の結果、令和8年度の常勤職員定数を1276人（前年度比11人減）としました。
○令和8年度組織及び職員体制整備方針に基づき、基本計画における各施策・事務事業の着実な推進のほか、国の法改正・制度改正や新たな課題に対応するため、組織横断的な連携を図る中で、組織体制の整備・職員定数の抑制を踏まえた取組を行い、次年度に向けた簡素で効率的な組織・人員体制の整備につなげました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

○令和8年度組織及び職員体制整備方針に基づく各部との協議及び総合調整を踏まえて、施策・事務事業の効果的・効率的な推進や児童館の業務委託をはじめとする民間活力の活用等に伴う見直しを行う一方で、行革DX推進課やファシリティマネジメント課の設置など、市の課題への対応に伴う体制強化を行ったことにより、令和8年度の常勤職員定数については、令和7年度から11人減となる1276人としました。次年度も引き続き、組織横断的な連携の推進を図り、簡素で効率的な組織体制整備に努めていきます。

方針	3	効率的な組織体制の整備	年度別計画	◆「調布市における監理団体活用の考え方」に基づく取組の検討、実施 ◆組織の活性化に向けた、研修、人材交流、人事評価等の実施 ◆関与団体の経営に関する公正性、規範性及び安定性の確保への取組 ◆小規模監理団体等の体制見直し検討
基本的取組	3－1	効率的で機能的な組織・システムづくり	令和7年度	
プラン	10	**監理団体等の活用・連携の強化**		
担当課	企画経営課、関係各課			

監理団体と市が共に市民サービスの向上等に関する取組を進めていくため、双方の連携をより一層促進するとともに、監理団体の組織の活性化に向けた取組や指導監理を推進するほか、関与団体においては、経営に関する公正性、規範性及び安定性の確保に努めます。あわせて、効率的・効果的な事業運営のため、小規模監理団体等の体制見直しを検討します。

前 期

【取組計画】（PLAN）

〇監理団体の役職員状況、財務状況等を公表します。
〇組織活性化に向けた、研修、人材交流、人事評価等を検討し、実施します。
〇関与団体の財務状況を確認します。
〇小規模監理団体等の体制見直しについて方針を検討します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇監理団体に対する委託料等の決算状況調査等、各種調査を実施し、各監理団体の状況を把握しました。
〇監理団体の事業内容、役職員状況、財務状況等について、市ホームページで公表し、監理団体に関する情報提供を推進しました。
〇庁内検討会において、監理団体に対する適切な指導監理が行われるよう昨年度の財政援助団体等監査結果を踏まえた指導監理等チェックシートの内容を拡充するとともに、各監理団体所管課に対し実地検査の実施を依頼し、監理団体の適正かつ効率的な運営の確保に努めました。
　また、調布市遺跡調査会の解散と郷土博物館への事業継承に向けた情報共有を実施しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	○

【後期における取組の方向性】（ACTION）

〇各監理団体所管課に依頼した実地検査や令和7年度財政援助団体等監査の結果をとりまとめ、引き続き監理団体に対し適切な監理指導が行われるよう検討を進めます。
〇調布市遺跡調査会の解散と郷土博物館への事業継承完了に向けて、引き続き情報共有を行います。

後 期

【取組計画】（PLAN）

〇組織の活性化に向けた、研修、人材交流、人事評価等を検討し、実施します。
〇各監理団体における課題等に関する情報収集や検討を行います。
〇小規模監理団体の体制見直しに向けた準備を進めます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇令和7年度財政援助団体等監査結果及び令和7年度実地検査の結果をとりまとめました。また、とりまとめた内容をもとに、次の庁内検討会に向けた資料の作成を行いました。
〇監理団体、監理団体所管課、企画経営課の三者で意見交換会を実施し、専門人材の確保や人事評価制度についての課題の整理や情報共有を実施しました。
〇調布市遺跡調査会については、令和7年10月31日をもって解散し、調布市郷土博物館に事業の継承を完了しました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

〇監理団体に関する役員・職員の状況や、財務状況等を公表することで、監理団体に関する透明性の確保に努めました。
〇監理団体の課題に関する情報収集や庁内検討会での情報共有を行ったことにより。課題を踏まえた取組の推進につなげることができました。引き続き、意見交換や情報共有を行い、各監理団体の課題を踏まえた取組の検討を進めてまいります。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－1	効率的で機能的な組織・システムづくり
プラン	11	**市庁舎の窓口手続のワンストップ化**
担当課	企画経営課、市民部各課、デジタル行政推進課、関係各課	

年度別計画	
令和7年度	◆令和8年度開始に向けた体制整備 ◆フロアレイアウトの調整

市民サービス向上の観点から、行政のデジタル化推進や庁舎のフロアレイアウト見直しと連動しながら、窓口手続のワンストップ化の対応を検討します。

前 期

【取組計画】（PLAN）

〇市民課窓口における「書かない窓口システム」の導入に向けて、プロポーザル方式による契約を行い準備を進めます。
〇窓口手続のワンストップ化に向け、対象となる業務について、関連部署と連携を図りながら検討するほか、今後予定している市役所本庁舎のフロアレイアウト見直しとも連動し、取組を進めます。
〇市民課窓口と関連性の高い他部署の窓口へ「書かない窓口システム」の拡張を検討します。
〇令和6年12月から実施している、全庁窓口を対象とした窓口受付時間短縮の試行について、各課における来庁実態の把握や課題整理を行い、正式運用に向けた方向を検討します。
〇ワンストップ化に伴い、市民課窓口をはじめ複数の窓口における手続を当日中に完了するため、起点となる市民課窓口の更なる受付時間短縮を検討します。
〇市民課における繁忙期対策の実施結果を検証し、今後の繁忙期に向けた更なる対策を検討します。
〇おくやみコーナーやオンラインサービス（おくやみ手続きガイド・出生手続きガイド）のPRを継続するとともに、ニーズに応じた内容の充実を検討します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇「書かない窓口システム」を導入するため、プロポーザルにて選定した事業者と契約し、システム構築の準備を進めました。
〇窓口手続のワンストップ化に向け、市民課手続と関連性の高い他部署の事務を把握するための調査を行い、ワンストップ化が想定される手続の申請様式をシステムに組み込むよう調整しました。
〇窓口手続のワンストップ化に向け、適切な窓口開設時間を設定するため、市民課での手続毎に要する処理時間等について調査研究を進めました。
〇繁忙期対策の実施結果を振り返り、今後の繁忙期対策の方向性を整理しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	〇

【後期における取組の方向性】（ACTION）

〇「書かない窓口システム」を令和8年2月から稼働させるため、導入に向けた準備を進めます。

後 期

【取組計画】（PLAN）

〇市民課窓口において「書かない窓口システム」を導入し、利用促進に努めます。
〇窓口手続のワンストップ化に向け、対象となる業務について、関連部署と連携を図りながら検討するほか、今後予定している市役所本庁舎のフロアレイアウト見直しとも連動し、取組を進めます。
〇市民課窓口と関連性の高い他部署の窓口へ「書かない窓口システム」の拡張を検討します。
〇試行結果を踏まえ、全庁の窓口受付時間の適正な設定に向けた効果検証を行い、正式運用に向けた制度化を進めます。あわせて、更なる時間短縮の可能性についても検討します。
〇ワンストップ化に向け、市民課窓口から他部署の窓口への流れ、手続内容、必要な時間等を把握し、市民課窓口の受付終了時間の整理を行います。
〇前回の市民課窓口における繁忙期対策の実施結果を踏まえ、今期の繁忙時期における更なる混雑緩和の取組を推進します。
〇市民課フロアレイアウト変更について、フリーアドレス制の導入を視野に検討を進めます。
〇おくやみコーナーやオンラインサービス（おくやみ手続きガイド・出生手続きガイド）のPRを継続するとともに、ニーズに応じた内容の充実を検討します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇「書かない窓口システム」の運用を令和8年2月から開始し、異動手続を行う際の来庁者の手書き負担を大幅に軽減しました。
〇「書かない窓口システム」の導入に合わせて業務フローを見直し、来庁者の窓口滞在時間短縮につなげました。
〇窓口手続のワンストップ化に向け、対象の手続を選定しました。
〇働き方改革の推進と来庁者の平準化の観点から、休日窓口の受付時間を見直しました。
〇令和8年度のフリーアドレス化に向けて、書類の電子化やクリアデスクの意識を向上するための取組を進めました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

〇「書かない窓口システム」を導入したほか、窓口手続のワンストップ化に向けた関連部署との調整を進めることができました。次年度は「書かない窓口システム」を発展的に活用し、子ども関係手続のワンストップ化を実施するとともに、神代出張所への本システム導入を進めます。
〇おくやみコーナーのワンストップ化についても、他市の実施状況や市民ニーズを把握し、実現に向けた検討を進めます。

方針	3	効率的な組織体制の整備	年度別計画	
基本的取組	3－2	市民サービス提供主体の見直し	令和7年度	◆民間活力の活用に向けた現行の業務内容の分析 ◆民間活力の活用検討・実施 ◆定型業務の現状把握及び委託範囲の検討
プラン	12	**民間活力の活用**		
担当課	企画経営課、関係各課			

民間事業者等との役割分担の下、質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、施設の管理運営や窓口サービス、内部事務で、民間に委ねることが妥当なものについては、積極的な民間活力の活用に取り組みます。

前 期

【取組計画】（PLAN）

○庁内における定型業務について、関係各課へのヒアリングなどを通じて現状を把握します。
○先進事例を把握し、調査・研究を行います。
○定型業務について、庁内における現状と課題を把握します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○庁内における定型業務について、関係各課に対しヒアリングを行い、現状の把握に努めました。
○他自治体の取組事例について、情報収集に取り組みました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	○

【後期における取組の方向性】（ACTION）

○引き続き、情報収集に努めるほか、先進事例を調査・研究し、民間活力の活用に向けた検討を行います。

後 期

【取組計画】（PLAN）

○庁内における定型業務について、関係各課へのヒアリングなどを通じて現状を把握します。
○先進事例を把握し、調査・研究を行います。
○定型業務について、庁内における現状と課題を把握します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○庁内における定型業務について、関係各課に対しヒアリングを行い、現状把握に努めました。
○他自治体の取組事例について、情報収集に取り組みました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

○施設の管理運営や内部事務における民間活力の活用について検討を行いました。
○民間活力の活用に当たっては、委託料等の上昇が顕著であることから、費用対効果を含め多角的な視点から検討を行って参ります。

方針	３	効率的な組織体制の整備	年度別計画	
基本的取組	３－２	市民サービス提供主体の見直し	令和７年度	◆公立保育園（公設公営保育園）における民間活力の活用の検討
プラン	１３	**公立保育園における民間活力の活用**		
担当課	子ども政策課、保育課			

持続可能な保育サービスの提供に向けて、公立保育園のより効率的な運営や施設管理を行っていくため、児童福祉法に基づく「公私連携型保育所※制度」を用いた民間活力の活用を推進します。

※公私連携型保育所…児童福祉法に基づいて調布市と協定を締結した公私連携法人が、協定に基づく市の関与を受けながら運営を行う私立保育園のこと。

前　期

【取組計画】（ＰＬＡＮ）

〇令和４年度に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」に基づき、宮の下保育園における民間活力の活用に向けて、保育園職員や職員団体、運営事業者との協議のほか、新園舎整備、開園準備に向けた庁内関係各課と連携した調整を行っていきます。
〇宮の下保育園の令和８年４月１日からの公私連携型保育所への移行に向けた新園舎整備、開園準備を進めていきます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（ＤＯ・ＣＨＥＣＫ）

〇宮の下保育園の令和８年４月１日からの公私連携型保育所への移行に向けて、保育園職員や職員団体、運営事業者、東京都との協議のほか、新園舎整備、開園準備に向けた庁内関係各課と連携した調整を進めました。
〇市と運営事業者の間で、宮の下保育園の移転先となる第七機動隊跡地の使用貸借契約を締結しました。
〇市が施設整備等に係る補助金を交付し、運営事業者による新園舎整備（令和７年６月着工）、開園準備を進めました。
〇在園児保護者への情報提供として、運営事業者による新園のお知らせの配信や保護者説明会を実施しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（ＣＨＥＣＫ）	○

【後期における取組の方向性】（ＡＣＴＩＯＮ）

〇前期に引き続き、宮の下保育園における民間活力の活用に向けて、保育園職員や職員団体、運営事業者との協議のほか、庁内関係各課と連携した調整を進めていきます。
〇宮の下保育園の令和８年４月１日からの公私連携型保育所への移行に向けた新園舎整備、開園準備を進めていきます。

後　期

【取組計画】（ＰＬＡＮ）

〇前期に引き続き、宮の下保育園における民間活力の活用に向けて、保育園職員や職員団体、運営事業者との協議のほか、庁内関係各課と連携した調整を進めていきます。
〇宮の下保育園の令和８年４月１日からの公私連携型保育所への移行に向けた新園舎整備、開園準備を進めていきます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（ＤＯ・ＣＨＥＣＫ）

〇前期に引き続き、宮の下保育園における民間活力の活用に向けて、保育園職員や職員団体、運営事業者との協議のほか、庁内関係各課と連携した調整を進めました。
〇宮の下保育園の令和８年４月１日からの公私連携型保育所への移行に向けた新園舎整備、開園準備を進めました。

総　括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（ＣＨＥＣＫ・ＡＣＴＩＯＮ）

年次評価	Ａ（計画どおりに進捗）

〇令和４年度に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」において、令和１２年度までに先行して２園を対象に民間活力の活用を実施することとしており、取組の１園目として宮の下保育園を第七機動隊跡地に移転し、公私連携型保育所「こだちの詩保育園」として新園舎を整備し、令和８年４月から開園することができました。
〇次年度以降は、宮の下保育園の取組を検証するとともに、取組の２園目として、国領都営住宅跡地の利活用についての検討及び東京都との協議を進める必要があります。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－2	市民サービス提供主体の見直し
プラン	14	児童館における民間活力の活用
担当課	児童青少年課	

年度別計画	
令和7年度	◆方針に基づく民間活力の活用による取組の検討、実施 ◆センター機能の設置に向けた準備・検討

児童館に求められる機能・役割を持続的に提供していくため、「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」に基づき、児童館における民間活力の活用の推進に取り組みます。

前 期

【取組計画】（PLAN）

○「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」に基づき、今後の児童館の民間活力の活用を検討します。
○「調布市児童館運営ガイドライン」を活用し、民間委託の児童館を含めた児童館運営の質の向上を図ります。また、令和6年度、国の児童館ガイドラインが改正されたことを受け、「調布市児童館ガイドライン」の改正について検討します。
○東部及び富士見児童館について、学童クラブを先行委託したことを受け、令和8年度の児童館運営の委託に向けた調整及び準備を行います。
○令和7年度から民間委託を開始した調布ケ丘児童館について、委託事業者との意見交換、情報共有を積極的に行い、緊密に相互協力しながら、児童館運営を行います。
○基幹型児童館と地域型児童館との連携調整を図ります。
○センター機能型児童館については、センター機能を児童青少年課内に位置付けることで整理を行い、令和8年度設置に向けた検討・準備を進めます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○「調布児童館の在り方、運営に関する方針」に基づき、民間活力の活用に向けた検討を行い、
令和8年度に計画満了となる児童館の委託について、当該年度の対象館である東部及び富士見児童館2館の運営委託に向けて、委託事業者と適宜懇談会を開催し、児童館の民間活力の活用推進に関する課題を整理しながら準備を進めました。
○館長会議や職員研修会、児童館合同事業等のイベントを通じて、児童館運営の質の向上や均一化を図りました。また、国のガイドラインが改正されたことを受け、当市児童館ガイドラインへの影響が見込まれる箇所についての精査をし、年度内に改正を行います。
○今年度から民間委託を開始した調布ケ丘児童館の委託事業者と意見交換・情報共有を積極的に行ったほか、市内の委託法人が集まる法人連絡会を通じ、各委託事業者の運営状況等について、情報共有を図りました。
○基幹型児童館が参加する合同会議において、現在の運営状況や課題、地域型児童館へのサポート方法等について話し合いを行いました。また、地域型児童館の委託法人や現場職員との話し合いの場を随時設け、課題の共有を図りました。
○センター機能を児童青少年課内に位置付けることについて、令和8年度設置に向けて具体的な職務に係る検討を行いました。
○令和8年度に実施する「児童館在り方検討委員会」に向け、検討テーマとして「福祉機能の充実、ソフト面の充実、地域連携、中高生機能」など絞り込みを検討しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK） ○

【後期における取組の方向性】（ACTION）

○民間活力の活用について、令和8年度に全面委託する児童館（東部及び富士見各児童館）の関係機関及び保護者に対し、その理解を求めるための説明を行っています。また、公設公営児童館で従事する職員及び会計年度職員に対し、民間活力の活用の主旨や人員削減を含めた次年度以降の体制に関する理解の浸透を図るための説明を継続して行います。
○国の児童館ガイドライン改正を受け、児童館在り方検討会で調布市児童館ガイドライン改正の検討を行ったうえで、その内容を改正し、民間委託児童館を含めた児童館運営の質の向上を図ります。
○基幹型児童館と地域型児童館との連携により、イベント等の合同事業の取組を引き続き進めます。
○児童青少年課内に位置付けるセンター機能について、令和8年度設置に向けて具体的な職務に係る検討を引き続き行います。

後 期

【取組計画】（PLAN）

○「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」に基づき、児童館事業の見直し、地域との連携などについて具体的な検討を進めます。
○東部及び富士見児童館の令和8年度からの児童館運営の委託に向け準備を実施します。
○基幹型児童館と地域型児童館との連携調整を図ります。
○令和8年度のセンター機能の設置に向けた検討・準備を行います。
○令和9年度以降の調布市児童館の今後の在り方について、外部識者を招いた検討委員会の実施に向けて準備・検討を行います。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○全館事業の見直しについては、現行事業の目的や参加状況等から令和8年度は継続することとし、令和9年度以降の運営方法の検討を行いました。その中で、事業を継続するもの、現状から一部変更するもの、廃止するものの3つに分け、
令和9年度からの実施を目指すこととしました。また、地域との関係では、地域型児童館の運営状況等を地域住民に情報提供するなど、引き続き、地域住民との信頼関係の維持に努めました。
○東部及び富士見児童館の令和8年度からの児童館運営の委託に向けて、受託事業者、市児童館職員及び児童青少年課職員による三者懇談会を定期的に行い、委託に向けた引継ぎを円滑に行いました。
また児童館運営会議等の場において、地域住民等への説明を行うなど、児童館運営の委託を万全なものとするため、準備を行いました。
○児童館の運営状況について、民間委託をした各委託事業者との間で定期的に情報交換を行いました。
○基幹型児童館と地域型児童館との連携調整では、基幹型児童館を中心とした地域ごとの連絡調整会議や合同事業の取組により、緊密な関係性の維持や運営における均質性の確保などを図ることができました。
○児童館あり方検討委員会を開催し、児童青少年課内にセンター機能を持たせる方針のもと、必要となる業務等の検討を行いました。
○令和9年度以降の調布市児童館の今後の在り方について、今後10年間で求められる児童館の役割や姿を、児童館あり方検討委員会の中で検討するための準備をしました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

○民間活力を活用した児童館においても、公設公営児童館と同様に、調布市児童館ガイドラインに沿った運営により、子ども本位の質の高い児童館運営を行いました。
○法人連絡会や三者懇談会を通じ、市と委託事業者間で、定期的に話し合いの場を設け、議論を深めることで、効率的に業務の引継ぎや事業内容の確認を行いました。
○令和8年度に行う東部児童館と富士見児童館の委託に向けて、引き続き事業者との調整を図りました。また、地域住民等への説明を行い、児童館運営の委託を確実なものとするための準備を行いました。
○児童青少年課内にセンター機能を持たせる方針のもと、実現に向けて必要な体制整備についての検討を行いました。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－2	市民サービス提供主体の見直し
プラン	15	学校給食調理業務等における民間活力の活用
担当課	学務課	

年度別計画	
令和7年度	◆給食調理業務等の受託者における業務の実施状況の検証 ◆給食調理業務等における民間活力の活用検討

民間活力を活用している学校給食調理業務等の定期的な検証を通じて、適正かつ効率的な業務の実施を確保するとともに、学校給食調理業務等の更なる民間活力の活用に向けた取組を推進します。

前 期

【取組計画】（PLAN）

〇委託各校における調理業務等の実施状況を検証し、評価を行う中で、必要に応じて運用改善を図ります。
〇民間活力の活用を推進し、適正かつ効率的な学校給食の提供につなげるため、事業者の再選定及び更なる委託の必要性について検討します。
〇富士見台小学校及び多摩川小学校の給食室改修工事に伴い、公募型プロポーザル方式による事業者の再選定を行います。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会において、令和6年度における調理業務等の取組内容を確認・検証するとともに、令和7年度1学期の適正な給食運営状況についても、学務課栄養士が衛生管理等に関する巡回指導を行う中で確認・検証しました。
〇調理委託各校において、令和7年度1学期の学校給食調理業務等の運営状況に関する評価書により検証・評価を行いました。
〇給食調理員の従事状況等を注視し、更なる委託の必要性について、継続して検討を進めることとしました。
〇富士見台小学校及び多摩川小学校の給食室改修工事に伴い、公募型プロポーザル方式により再選定を行うため、委託事業者の公募を行いました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	〇

【後期における取組の方向性】（ACTION）

〇委託による給食調理業務水準の維持・向上に向けて、調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会や、委託各校に設置している学校連絡会の場を活用し、課題解決に取り組んでいきます。

後 期

【取組計画】（PLAN）

〇委託各校において調理業務等の実施状況を検証し、評価を行う中で、必要に応じて運用改善を図ります。
〇委託各校において、給食調理業務水準の維持・向上に向けて学校連絡会や調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会を開催します。
〇前期から継続して、公募型プロポーザル方式による事業者の再選定を行います。
〇更なる民間活力を推進するため、費用対効果などを総合的に考慮した上で、委託開始時期について継続して検討を進めます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会や、委託各校で構成する学校連絡会において、調理業務等の状況について確認・検証を行い、給食調理業務水準の維持・向上に向けて課題の検討・協議に取り組みました。
〇富士見台小学校及び多摩川小学校の給食室の改修工事に伴い、新たな環境に応じた最適な運営体制を確保するとともに、公平性・透明性・競争性を高めるため、公募型プロポーザル方式により事業者を再選定しました。プロポーザルに当たっては、競争性を確保する観点から参加要件を見直し、都内の事業所に限定する要件をなくしました。
〇更なる委託の必要性について、引き続き、費用対効果のほか、安定的な給食運営体制を確保する視点も含め、委託開始時期について、検討を進めることとしました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

〇調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会や、委託各校で構成する学校連絡会を通して、給食調理業務水準の維持・向上に向けて課題等を検討・協議し、適切かつ効率的な業務の実施の確保に取り組みました。引き続き、民間活力の活用を推進し、適正かつ効率的な学校給食の提供に取り組みます。
〇更なる民間活力を推進するに当たり、給食調理員の従事状況等を注視し、費用対効果のほか、安定的な給食運営体制を確保する視点も含め、委託開始時期について、継続して検討を進めます。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－2	市民サービス提供主体の見直し
プラン	16	**指定管理者制度の活用**
担当課	企画経営課、関係各課	

年度別計画	
令和7年度	◆指定管理者制度の導入検討 ◆指定管理業務に関する評価（モニタリング評価※）の実施・公表 ◆指定管理業務に関する評価の仕組みの見直し（第三者評価）

指定管理者制度の適切な運用を確保するとともに、指定管理者における業務の実施状況に関する評価を行い、市民サービスの維持・向上等を図るほか、市内の公共施設における指定管理者制度の活用を検討します。

※モニタリング評価…指定管理者による管理運営業務やサービスなどの状況について、指定管理者自身や所管部署が評価を行うこと。

前 期

【取組計画】（PLAN）

〇指定管理者制度の新規導入に向けた検討を行います。
〇「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施方針」に基づくモニタリング評価を実施し、管理運営状況等について公表します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇指定管理者制度の新規導入に向けては、公共性の確保、効率的な管理運営など、様々な要素を踏まえて検討を行いました。
〇「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施方針」に基づき、各施設の前年度の管理運営状況等について全庁統一的な評価を実施し、その結果を市ホームページで公表しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	〇

【後期における取組の方向性】（ACTION）

〇「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施方針」に基づくモニタリングを継続的に実施し、指定管理者による適切な市民サービスの提供を確保します。

後 期

【取組計画】（PLAN）

〇指定管理者制度の新規導入に向けた検討を行います。
〇指定管理者制度に関する評価の仕組みについて、見直しを検討します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇指定管理者制度の新規導入に向けた情報収集を行いました。
〇他自治体における指定管理者制度の運用について情報収集を行いました。
〇指定管理者業務に関する第三者評価の仕組みについて、見直しに向けた検討を開始しました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

〇指定管理者による施設の管理運営状況等について、全庁統一的な評価を実施し、評価結果を公表することにより、指定管理者による各施設の適切な維持管理や利用者への適切なサービス提供の確保を推進しました。
〇来年度は、令和9年度に実施予定の第三者評価に向け、引き続き仕組みの見直しに向けた検討を行います。
〇引き続き、指定管理者制度の効果的な活用を図るとともに、管理運営状況等の評価などを通じて、適正な制度運用に取り組む必要があります。

方針	３	効率的な組織体制の整備	年度別計画	
基本的取組	３－２	市民サービス提供主体の見直し	令和７年度	◆他自治体との連携の推進 ◆多摩川流域連携会議の運営・共通課題への対応 ◆多摩地域の振興に資する情報発信の内容整理・実施 ◆災害対策に関する自治体間の協定の締結及び協定締結先との連携
プラン	１７	他自治体との連携によるサービス向上		
担当課	企画経営課、総合防災安全課、関係各課			

市民サービスや防災力の向上に向け、他自治体との連携を推進します。また、多摩地域の振興に資する観点から、多摩川流域エリアにおける自治体と連携した情報発信や地域の魅力発信に取り組みます。

前　期

【取組計画】（ＰＬＡＮ）

〇多摩川流域連携会議を引き続き運営し、各市区の共通課題についての意見交換、情報共有を行い、課題の解決を目指します。
〇多摩地域の振興に資する情報を集積・発信するＷｅｂサイトを創設・運用します。
〇災害時相互応援協定の防災訓練に参加するなど、協定締結自治体と平常時からの連携を図ります。
〇同時罹災の可能性の少ない中距離圏の自治体との協定締結による相互の受援応援体制を検討します。
〇近隣４市（三鷹・府中・狛江・調布）において災害時の避難者情報の共有に関する検討を進めます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（ＤＯ・ＣＨＥＣＫ）

〇多摩川流域連携会議の運営に係る課題の整理に取り組みました。
〇多摩地域の振興に資する情報を集積・発信するＷｅｂサイト「インビテーション　ｔｏ　ＴＡＭＡ」の改修を行いました。また、本取組の連携の輪を広げるため、多摩地域内の各市と意見交換を実施しました。これにより、連携する自治体数は８から１４にまで広がりました。
〇近隣４市（三鷹・府中・狛江・調布）において災害時の避難者情報の共有に関するシステム検討や要領の策定を行います。
〇災害時協定に基づき、６月に味の素スタジアム、京王アリーナＴＯＫＹＯの避難所開設訓練を三鷹市、府中市、狛江市と合同で実施しました。
〇能登半島地震の発生に伴い、令和６年度に導入したトイレカーを令和７年１月から６月まで石川県輪島市に派遣しました。
〇同時罹災の可能性の少ない中距離圏の自治体との協定締結による相互の受援応援体制を検討します。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（ＣＨＥＣＫ）　〇

【後期における取組の方向性】（ＡＣＴＩＯＮ）

〇多摩川流域連携会議の運営改善に向けた具体的取組を進めます。
〇多摩地域の振興に資する情報を集積・発信するＷｅｂサイト「インビテーション　ｔｏ　ＴＡＭＡ」の知名度向上に向け、各方面へのＰＲ活動やＷｅｂ広告などを実施します。
〇近隣４市での会議を実施するとともに、東京都の動向も注視しながら避難者情報管理システムの検証及び要領を策定します。また、災害時相互応援協定市において災害が発生した場合には速やかに連絡を取り、必要な物資等の支援が行えるよう自治体間での連携強化を図ります。あわせて、定期的に顔の見える関係作りを行うため相互で訓練参加や視察を実施します。

後　期

【取組計画】（ＰＬＡＮ）

〇多摩川流域連携会議を引き続き運営し、各市区の共通課題についての意見交換、情報共有を行い、課題の解決を目指します。
〇多摩地域の振興に資する情報を集積・発信するＷｅｂサイトを創設・運用します。
〇近隣４市（三鷹・府中・狛江・調布）において災害時の避難者情報の共有に関する検討を進めます。
〇災害時相互応援協定の防災訓練に参加するなど、協定締結自治体と平常時からの連携を図ります。
〇同時罹災の可能性の少ない中距離圏の自治体との協定締結による相互の受援応援体制を検討します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（ＤＯ・ＣＨＥＣＫ）

〇多摩川流域連携会議を開催し、運営に係る課題の共有、意見交換を行いました。また、各市区の取組について情報共有を行いました。
〇多摩地域の振興に資する情報を集積・発信するＷｅｂサイト「インビテーション　ｔｏ　ＴＡＭＡ」について、検索サイトと連動したＷｅｂ広告の展開や都内で開催されるビジネスマッチングを目的とした展示会への出展など、広報・周知活動を行いました。また、多摩地域内で活動している団体を中心に、事業者向けのセミナーや支援等を行っている団体と連携し、サイト上での情報発信内容の充実を図りました。連携する自治体については１７市にまで広がりました。
〇近隣４市（三鷹・府中・狛江・調布）での会議を実施し、東京都も参加のうえ避難者情報管理システムの試行版による実証実験を行うとともに避難者情報共有要領を策定しました。更に多摩地域のその他の市に対しても、本取組の説明会を実施し、参加を呼びかけました。
〇災害時相互応援協定市である富山市が本市の総合防災訓練を視察し、防災対策に関する意見交換を行いました。

総　括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（ＣＨＥＣＫ・ＡＣＴＩＯＮ）

年次評価	Ｓ（計画以上に進捗）

〇多摩川流域連携会議における過去の取組や運営に係る課題を整理しました。その課題等を会議において各市区と共有するとともに、意見交換することができ、今後の運用について議論を深めることができました。
〇引き続き、多摩川流域連携会議の活動を通じて、各市区との綿密な関係構築に努めます。
〇多摩地域の振興に資する情報を集積・発信するＷｅｂサイト「インビテーション　ｔｏ　ＴＡＭＡ」については、令和７年１１月の広告開始以降増加傾向にあり、令和８年３月にはサイト閲覧数(セッション数)は３６００回/月を超えました。次年度はこれまでの取組を継続するとともに、登録事業者数の増加に向けた取組や、将来的に持続可能なサイトの運営体制の構築に向けた検討に取り組みます。
〇近隣４市（三鷹・府中・狛江・調布）での会議を多摩地域全２６市に拡大し、災害時の避難者情報共有に関する検討を進めます。また、東京都内のその他の自治体にも本取組の説明や意見交換を行い、東京都の被災者総合支援システム等との連携も視野に、自治体の垣根を越えた災害時の避難者支援の体制構築に取り組みます。
〇災害時協定に基づき、６月に味の素スタジアム、京王アリーナＴＯＫＹＯの避難所開設訓練を三鷹市、府中市、狛江市と合同で実施しました。引き続き、継続的に訓練を実施します。
〇引き続き災害時相互応援協定締結自治体との連携の強化を図ります。
〇能登半島地震の発生に伴い、トイレカーを令和７年１月から６月まで石川県輪島市に派遣し、全国のトイレカーを導入している自治体と情報共有を行うなど連携作りに取り組みました。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－3	市民に信頼される市政の推進
プラン	18	**自然災害における災害対応能力の向上**
担当課	総合防災安全課、関係各課	

年度別計画	
令和7年度	◆必要に応じたBCPの見直し ◆災害時における職員体制の整備 ◆災害対応能力の向上に向けた職員への各種訓練の実施 ◆防災関係機関との災害時対策協定の締結及び連携強化の推進

自然災害の発生時における対応能力の向上を図るため、業務継続計画（BCP）の見直しや各種取組を推進し、職員における認識を高めるとともに訓練等を通じて対応の定着を図ります。また、災害対策協定に基づく、各団体との連携・交流の強化を通じて協定の実効性を確保します。

前 期

【取組計画】（PLAN）

〇令和6年度末に業務継続計画（BCP）の震災編の修正と風水害編の策定を行い、各部の非常時優先業務を整理したことに伴い、各部の危機管理マニュアルの見直しを行います。
〇令和6年の地域防災計画の修正に基づく災害対策本部事務局の設置や参集基準の見直しに伴い、事務局員の割り当て及び実災害を想定した職員の訓練を実施します。
〇災害時協定を締結している団体と市の関係部署が参加する協定者会議を毎年実施しています。令和6年度末に受援応援計画を策定し、必要な支援について整理したことから協定者会議を通じて協定団体と協定内容の見直しや、協働した訓練の実施を図っていきます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇令和6年度末に業務継続計画（BCP）の震災編の修正と風水害編の策定を行いました。本BCPで各部の非常時優先業務を整理したことから、引き続き、各部危機管理マニュアル等の見直しを進めます。
〇令和6年に地域防災計画の修正を行い、災害対策本部事務局の設置や参集基準の見直しを実施しました。新たに事務局員の割り当ても行い、実災害を想定した職員訓練の内容を検討・準備しました。
〇災害時協定を締結している団体と市の関係部署が参加する協定者会議を7月に開催し、令和6年度末に策定した受援応援計画を共有し、必要な支援内容を整理しました。今後、協定団体と市の窓口となる部局との連携を図り、協定の見直しや訓練の実施を目指します。

〇

【後期における取組の方向性】（ACTION）

〇市が地域防災計画で定める震災時の災害応急対策活動として、市及び関係機関の役割分担に基づく、発災後72時間を中心に取り組むべき基本的な事項を示し、迅速な災害応急対策を講ずるため大規模地震等対処要領を策定します。
〇災害対策本部事務局員に災害時の役割に関する研修や訓練を実施します。
〇災害時協定を締結している団体に応援を要請することが想定される課を位置付けます。連絡体制の共有等することで連携強化を図るとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行います。

後 期

【取組計画】（PLAN）

〇令和6年度末に業務継続計画（BCP）の震災編の修正と風水害編の策定を行いました。本BCPで各部の非常時優先業務を整理したことから各部危機管理マニュアルの見直しを行います。
〇令和6年に地域防災計画の修正を行い、災害対策本部事務局の設置や参集基準の見直しを行いました。新たに事務局員の割り当てを行い、実災害を想定した職員の訓練を実施します。
〇災害時協定を締結している団体と市の関係部署が参加する協定者会議を毎年実施しています。令和6年度末に受援応援計画を策定し、必要な支援について整理したことから協定者会議を通じて協定団体と協定内容の見直しや、協働した訓練の実施を図っていきます。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

〇BCP発動時の各部における対処要領の検討を実施しました。
〇災害対策本部事務局員を指定し研修を実施したほか、東京都が実施する都災害対策本部訓練の視察並びに市災対本部事務局員訓練を実施しました。
〇東京都福祉保健局やDMATと連携し、災害医療に関する訓練を実施しました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

〇BCP発動時における各部における対処要領を整理し、各部の危機管理マニュアルの更新を図っていきます。
〇災害対策本部事務局訓練として、全庁で首都直下地震を想定した訓練を実施するほか、東京都と連携した国民保護の図上訓練を実施していきます。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－3	市民に信頼される市政の推進
プラン	19	**感染症への対応能力の向上**
担当課	健康推進課、関係各課	

年度別計画	
令和7年度	◆国等の動向を踏まえた新型インフルエンザ等住民接種計画策定の検討 ◆国等の動向を踏まえた新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の検討 ◆必要に応じたBCPの見直し ◆感染症対策に関する職員への情報提供や研修の実施 ◆新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の検討・実施

重大な感染症の発生時において迅速・的確な対応を図るため、新型インフルエンザ等住民接種計画の策定検討や新型インフルエンザ編事業継続計画（BCP）に基づく体制を整備し、職員の意識啓発等の取組の推進などにより、有事における組織的な対応の定着を図ります。

前 期

【取組計画】（PLAN）

○令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び令和6年12月に示された市町村行動計画作成の手引きを踏まえつつ、令和7年7月に改定予定の東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、令和8年度中の調布市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に向けた検討を行います。
○感染症対策に関する知識を習得するため、多摩府中保健所が開催する感染症対策基礎研修をはじめとした各種研修・訓練に参加するとともに、研修内容を関係各課で共有し組織としての理解を深めます。
○国が示す指針に従い、令和7年4月1日から定期予防接種化された帯状疱疹ワクチンのほか、肺炎球菌ワクチン予防接種等を実施します。また、令和7年10月開始予定のインフルエンザワクチン・新型コロナワクチン接種の適切な実施に向けて検討します。
○調布市における新型コロナウイルス感染症対応・対策を記録し、今後の健康危機管理体制に生かしていくことを目的とした「調布市新型コロナウイルス感染症対応報告書」を作成・公表します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び令和6年12月に示された市町村行動計画作成の手引きを踏まえつつ、令和7年5月に改定された東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、調布市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に向けた検討を進めました。
○保健所主催の感染症対策基礎研修に参加し、感染症の基礎知識や防護服の着脱などの実技を習得するとともに、関係職員間で共有しました。
○国が示す指針に従い、令和7年4月1日から定期予防接種化された帯状疱疹ワクチンのほか、肺炎球菌ワクチン予防接種等を実施しました。また、令和6年度末に終了した風しんの追加的対策において、抗体検査が陰性かつ定期接種を受けていない者に接種勧奨通知を送付しました。そのほか、新型コロナワクチンに加え、インフルエンザワクチンについても対象者に個別通知を予定するなど、高齢者等への感染症予防の推進を行いました。
○調布市医師会をはじめとした関連機関の協力を得て、令和7年5月に「調布市新型コロナウイルス感染症対応報告書」を作成・公表しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】（CHECK）	◎

【後期における取組の方向性】（ACTION）

○調布市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定時期を前倒し、令和7年度中の改定に向け検討を進めます。
○国が示す指針に従い、令和7年4月1日から定期予防接種化された帯状疱疹ワクチン接種のほか、インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン・肺炎球菌ワクチン接種を適切に実施し、高齢者等への感染症予防を推進します。

後 期

【取組計画】（PLAN）

○令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び国が示す市町村行動計画作成の手引きのほか、令和7年5月に改定された東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、令和7年度中の改定を目指し、調布市新型インフルエンザ等対策行動計画の検討を進めます。
○国が示す指針に従い、令和7年4月1日から定期予防接種化された帯状疱疹ワクチン接種のほか、インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン・肺炎球菌ワクチン接種を適切に実施し、高齢者等への感染症予防を推進します。

【取組実績及び取組による成果・効果】（DO・CHECK）

○令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改定、令和7年5月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定され、国からの指示に基づき、新型コロナウイルス感染症対策で得た知見を盛り込んだ「調布市新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和8年3月に改定しました。
○令和7年4月1日から定期予防接種化された帯状疱疹ワクチン接種のほか、インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン・肺炎球菌ワクチン接種等について、調布市医師会等の関係機関と連携をしながら、高齢者等への感染症予防を推進しました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】（CHECK・ACTION）

年次評価	A（計画どおりに進捗）

○令和7年度に改定した「調布市インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等の発生時において、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため、不急業務の縮小・休止及び人員配置等を主な内容とする「調布市事業継続計画（感染症編）」を令和8年度に改定します。
○感染症対策に関する知識を習得するため、多摩府中保健所が開催する感染症対策基礎研修をはじめとした各種研修・訓練に参加するとともに、研修内容を共有し組織としての理解を深めます。
○引き続き、国が示す指針に従い、調布市医師会等と連携し、定期予防接種を適切に実施します。

方針	3	効率的な組織体制の整備
基本的取組	3－3	市民に信頼される市政の推進
プラン	20	業務上のリスクへの対応
担当課	法制課、会計課、企画経営課、関係各課	

年度別計画	
令和7年度	◆法律相談等の実施及び法務・判例情報の提供による法的リスクへの対応力向上 ◆適正な会計事務の執行に向けた取組の推進 ◆他自治体の取組事例の調査・研究

業務を適正に執行していくため、業務上のリスクの事前防止や、不適切な事案等の発生時における迅速・的確な対応に資する取組を推進します。

前 期

【取組計画】(PLAN)

○行政実務法律相談事業(通称:法務ドクター事業)の実施を通じて、行政事務執行上の法的リスクを把握・整理し、事務所管課の対応を法的な側面から積極的にサポートします。
○行政事務執行上、争訟につながるおそれのある事件等について、弁護士による行政事務法律相談を実施します。
○各種相談の内容、他市事例等を踏まえ、法務情報の庁内への積極的な発信に継続的に取り組みます。
○職層に応じた実効性のある実務研修を実施し、知識・スキル向上に取り組みます。
○監査委員からの指摘事項等を全庁に情報共有し、同様の事務誤り防止と適正な会計事務への意識啓発に取り組みます。
○電子決裁の、より効率的な運用手法や既存事務の電子化検討、添付書類の見直し等、会計事務の簡素化・効率化に取り組みます。

【取組実績及び取組による成果・効果】(DO・CHECK)

○行政実務法律相談事業(通称:法務ドクター事業)を実施しました(前期の相談件数51件、前年比18件減)。これにより、問題が起きる前から法務専門部署の関与が可能となり、業務上のリスク回避を図りました。
○専門的な法的見解を求められる事案について、事案の多角的な視点による検討、業務上起こりうるリスクの事前回避と法律的な視点からの助言を行えるよう、市の外部弁護士による行政事務法律相談体制を維持しました。
○職層(管理職・係長職・実務者・新任)に応じた実務研修を実施したほか、会計事務推進全体部会(8月開催)で誤りやすい伝票の実技講習を行い、職員の知識・スキル向上に取り組みました。
○会計事務誤り防止と意識啓発・向上のため、監査委員の指摘事項等を会計審査レター(7月発行)やグループウェア掲示板等で適宜周知し、会計事務管理委員会、会計事務推進全体部会(8月開催)で情報共有しました。
○会計事務の効率化のため電子決裁拡充に向けた課題整理のほか、既存事務の電子化について調査研究しました。

【年度別計画に対する今年度の進捗見込】(CHECK)	○

【後期における取組の方向性】(ACTION)

○引き続き、法務ドクター事業及び外部弁護士による行政事務法律相談を実施します。
○寄せられた相談内容をもとに業務上のリスクを分析し、事前の対策やトラブル事案等の発生時における迅速・的確な対応に有用な知識や自治体に関連し参考となる裁判例についての情報提供を実施します。
○監査委員からの指摘事項等を全庁に情報共有し、同様の事務誤り防止と適正な会計事務への意識啓発に取り組みます。
○電子決裁による会計事務の効率的な運用の拡充に取り組みます。
○電子決裁をより効率的に運用するため、必要書類の電子化検討、会計事務の簡素化・効率化に取り組みます。

後 期

【取組計画】(PLAN)

○行政実務法律相談事業(通称:法務ドクター事業)の実施を通じて、行政事務執行上の法的リスクを把握・整理し、事務所管課の対応を法的な側面から積極的にサポートします。
○行政事務執行上、争訟につながるおそれのある事件等について、弁護士による行政事務法律相談を実施します。
○各種相談の内容、他市事例等を踏まえ、法務情報の庁内への積極的な発信に継続的に取り組みます。
○職層に応じた実効性のある実務研修を実施し、知識・スキル向上に取り組みます。
○監査委員からの指摘事項等を全庁に情報共有し、同様の事務誤り防止と適正な会計事務への意識啓発に取り組みます。
○電子決裁のより効率的な運用手法や既存事務の電子化検討、添付書類の見直し等、会計事務の簡素化・効率化に取り組みます。

【取組実績及び取組による成果・効果】(DO・CHECK)

○行政実務法律相談事業(通称:法務ドクター事業)を実施しました(後期の相談件数65件、前年比12件減)。任期付法務専門職及び法務担当係長を中心に法制課内での検討を行い、法律的な視点に留まらず、行政運営上の観点等を含め、複眼的な視点からの助言を行い、業務上のリスク回避に努めました。
○法務ドクター事業において債権回収に関する相談が増加傾向にあり、支払督促をはじめとした債権回収の取組が全庁的に拡大していったことから、支払督促に関する研修を実施しました。業務上のリスク回避につなげるべく、事務所管課の対応を法的な側面から積極的にサポートしました。
○職員の会計事務誤り防止と意識啓発・向上のため、監査委員の指摘事項や誤りの多い事項を適宜電子掲示板や会計審査レター(2月発行)等で周知したほか、会計事務管理委員会、会計事務推進全体部会を開催(いずれも2月)し、令和7年度に実施した会計事務の見直しについて、情報共有し、活用を促進するための取組も行いました。
○会計事務の負担軽減・効率化を図るため、伝票等における添付書類への押印の見直しや電子決裁の運用改善・拡充等を行いました。

総 括

【今年度の総括、次年度以降の取組の方向性】(CHECK・ACTION)

年次評価	A(計画どおりに進捗)

○所管部署からの相談については、任期付法務専門職及び法務担当係長を中心に法制課内での検討を行い、法律的な視点に留まらず、行政運営上の観点等を含め、複眼的な視点からの助言を行い、業務上のリスク回避に努めました。次年度以降についても、引き続き、丁寧な対応に努め、所管部署の適正な事務執行とリスク回避につながるよう、積極的にサポートを行っていきます。
○専門的な法的見解を求められる事案や争訟に展開するおそれのある事案等については、法制課内での検討に加え、市の外部弁護士による行政事務法律相談を活用し、事案の多角的な視点による検討を行うとともに、業務上起こりうるリスクの事前回避と法律的な視点からの助言を行いました。このような相談体制を構築することで、所管部署が安心して事務執行ができるよう努めました。
○職層別研修や会計審査レターの発行、質問・相談への丁寧な対応により、職員のスキル向上を図りました。
○監査委員からの指摘事項等、事務処理の注意点を電子掲示板等で全庁へ情報共有し、職員の意識啓発を図りました。
○伝票等における添付書類への押印等を見直したほか、電子決裁の運用改善・拡充等を行い、会計事務の簡素化・効率化に取り組みました。
○次年度以降も会計事務の適正執行とリスク抑止への取組は継続する必要があります。